

お知らせ

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも障害者控除の対象になる場合があります 福祉健康課

65歳以上で身体障がい者などに準ずる方、またはその方を扶養している方は、所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

所得控除の申告には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、福祉健康課に印鑑を持参し、認定書交付の申請をしてください。

なお、障害者手帳などが交付されている方は、手帳の提示で所得控除の適用を受けることができるため、認定書の交付申請は必要ありません。

【障がい者などに準ずる方】

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とし、障がいを有すると確認できる方

【「障害者控除」の申告が可能な方】

所得税・住民税を納めている次の方

- ① 町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方
- ② 同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問 合 先】福祉健康課

お知らせ

無料税務相談所(常設)をご利用ください 名古屋税理士会岐阜南支部

税理士が、親切に税務相談に応じます。
お気軽にご利用ください。

【日 時】毎週月・水・金曜日 午後1時～4時
(8月、12月20日～1月9日、
3月9日～16日、祝日を除く)

【会 場】名古屋税理士会岐阜南支部
(岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階)

【問 合 先】名古屋税理士会岐阜南支部
☎274-0658

募集

笠松力検定を実施します

企画課

【日 時】2月15日(日) 午前10時～
(受付開始 午前9時～)

【会 場】中央公民館
【受検資格・出題形式】

区分	受検資格	出題形式
初級	笠松町に興味や関心のある中学生以上の方 (小学生のキッズ検定合格者を含む)	4者択一 50問
中級	初級合格者	4者択一 25問 記述 25問
上級	中級合格者	記述 20問 論述 1問

【出題範囲】笠松町の自然、文化、歴史、産業、観光、行政など

【検 定 料】無料

【申込期限】1月30日(金)

【申込書・テキスト】役場企画課・中央公民館・松枝公民館・総合会館・歴史民俗資料館(仮事務所)・ふらっと笠松にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込方法】申込書に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 持 参 申込書設置施設の窓口へ提出
- ② 郵 送 封書で役場企画課に郵送
〒501-6181 笠松町司町1番地 笠松町役場企画課 宛
- ③ FAX 役場(FAX 058-387-5816)に送信
- ④ 電子メール ダウンロードした申込書を電子メールに添付して送信

Eメールアドレス kikaku@town.kasamatsu.lg.jp

【申込・問合先】笠松力検定委員会事務局(企画課内)

償却資産の申告はお早めに

会社や個人で工場や店などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業を営むために所有する資産を申告する必要があります。

【提出期限】2月2日(月)

【提出・問合先】税務課

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本 社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288-1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会
地域密着型
小規模特別養護老人ホーム

銀の郷

岐阜県羽島郡笠松町美笠通③丁目8-1
TEL058-388-2150

入居者様募集中!